

指定信用情報機関としての体制整備の状況について

〔 貸金業制度に関するプロジェクトチーム事務局会議
ヒアリング資料 〕

平成21年12月7日

CIC

CREDIT INFORMATION CENTER

株式会社 シー・アイ・シー

1.会社概要

設立経緯	昭和58年7月	通商産業省(現:経済産業省)の「消費者信用産業懇談会」が販売信用分野における信用情報機関の整備統合を提言
	同 11月	(社)日本割賦協会(現:日本クレジット産業協会)、(株)日本信用情報センターに(社)全国信販協会を加えた三者により、個人信用情報機関の一本化を進めることで合意
	昭和59年 9月	(株)信用情報センター(現:シー・アイ・シー設立)
株 主	主要なクレジット会社等 39社	
事業所	本社	東京都新宿区
	支店	札幌市、仙台市、東京都新宿区、名古屋市、金沢市、大阪市、広島市、高松市、福岡市 全国 9箇所
	システムセンター	東京都渋谷区
	バックアップセンター	岡山県岡山市
関連会社	(株)シーアイシーシステムズ (100%出資子会社)	

2. 会員構成等

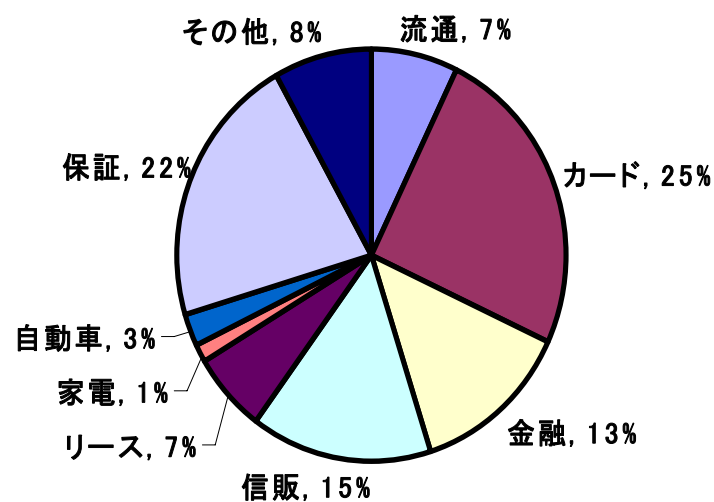
(1) 加盟会員数

	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年11月末
会員数(社)	742	741	709	652	606
[参考] 会員数(社) ※農協系組織含む	1,242	1,208	1,131	1,056	971

○うち加入貸金業者数・・・332社(平成21年11月末現在)

(2) 業種別会員比率（農協系組織除く）

業種	比率	会員数
流通	7%	43
カード	25%	150
金融	13%	79
信販	15%	91
リース	7%	40
家電	1%	7
自動車	3%	16
保証	22%	131
その他	8%	49
合計		606

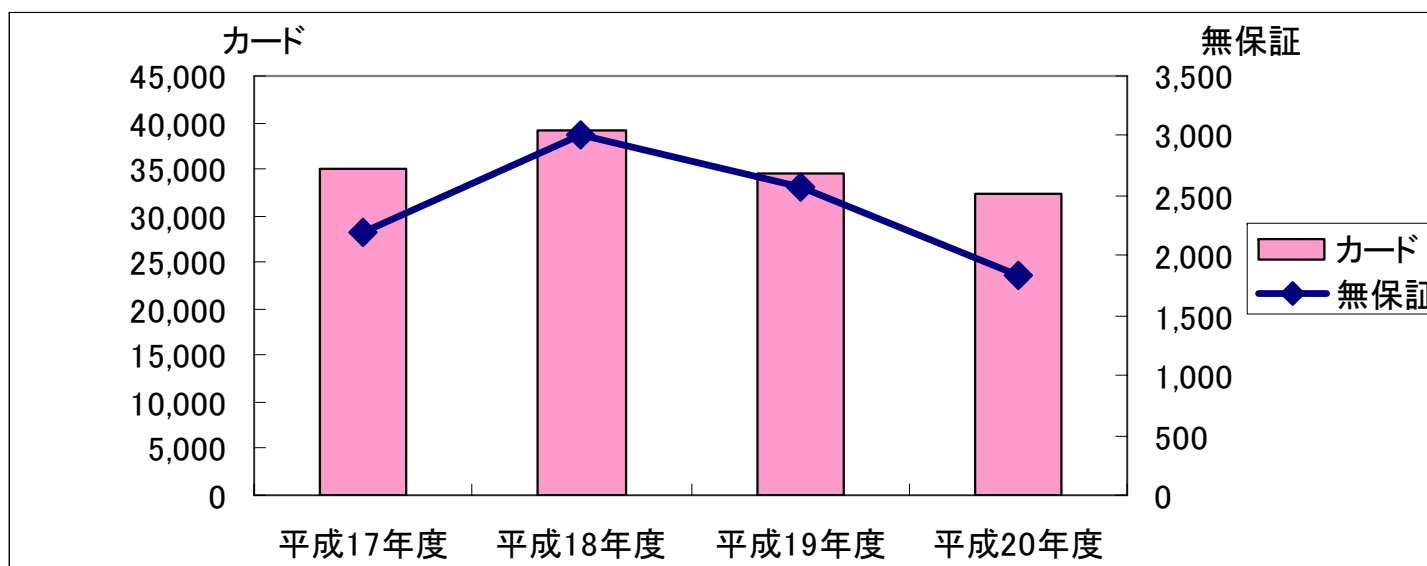


3.照会・登録の状況

(1)照会件数

単位: 千件

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総照会件数	152,606	153,252	147,623	148,890
【内】 クレジットカード申込に係る照会	34,940	39,098	34,434	32,367
無保証融資の申込に係る照会	2,199	3,011	2,575	1,828



(2) 登録件数

①総貸付残高

9兆5,395億円(平成21年11月20日現在)

②登録情報のうち**無担保・無保証借入の残高がある者**の借入件数ごとの登録状況

借入件数	人数
1 件	753万人
2 件	257万人
3 件	112万人
4 件	54万人
5件以上	55万人
合 計	1,231万人

件 数	2,153万件
貸付残高	7兆9,200億円
1人当たり平均貸付残高	64万円
1件当たり平均貸付残高	37万円

4.指定信用情報機関に向けた取組の状況

平成18年12月20日の貸金業法の公布以降、当社では、貸金業法における指定信用情報機関に課された責務を踏まえ、主に以下の内容について、システムの体制整備等に努めてまいりました。

主な事項	対応日	対応事項	補足内容
(1)信用情報の登録(収集)システムの整備	平成20年10月末より	①貸金業者からの登録媒体の変更	従来の磁気媒体から新たに構築したオンライン伝送システムへの移行
		②登録タイミングの追加	月次登録方式に加え、 <u>日次登録方式</u> を追加
		③登録処理能力の向上	「遅滞のない」登録を行うために、 <u>深夜～早朝の時間帯における登録更新処理対応</u> を実施
		④登録形式の追加	<ul style="list-style-type: none">・<u>運転免許証番号等の本人確認書類の記号・番号等</u>を入力するエリアの追加・貸付残高について従来の千円単位から<u>円単位</u>への見直し・その他、<u>配偶者との紐付</u>など所要の項目を追加

主な事項	対応日	対応事項	補足内容
(2)信用情報の照会 (提供)システムの 整備	平成21年2月末 より	①名寄せ方法の見直し	過去の氏名・電話番号の連鎖による、 自動名寄せシステムの構築
		②自動途上与信システ ムの構築	貸金業法第13条の3に基づく基準額超 過極度方式基本契約に係る調査の自動 化システムの構築
(3)他指定信用情報 機関との相互交流 に係るシステムの 整備	平成21年7月 (構築完了)	①インフラ構築	他指定信用情報機関とを結ぶ新たな ネットワークインフラの構築
		②交流システムの構築	他指定信用情報機関との交流に係るシ ステムの構築

●補足事項

各事項について、当社では対応日として記載した時点よりシステム対応を開始しています。(他指定信用情報機関との相互交流については、当社および他信用情報機関の指定日より対応開始予定)

なお、当社加入の貸金業者については本年10月末を以って、概ね対応が完了していることを確認しています。

◆第4条施行に向けた課題事項

現在、いずれの信用情報機関にも加盟していない貸金業者が約3千社程度存在していることから、これらの事業者の受入れ体制の整備に努めております。

しかしながら、これらの事業者は個人信用情報を取扱う事が初めてとなるため、個人信用情報保護の観点からその取扱い方法等に関する体制整備および教育が必要不可欠なものと考えます。

つきましては、このような準備期間等についても十分ご考慮いただけますよう、お願いいたします。

5. 会員監督に係る取組状況

当社が保有する信用情報を保護するために、目的外利用の禁止、秘密保持に係る事項等について当社業務規定において定めるとともに、さらに以下の事項に関する取組みを通じて、会員監督を実施しています。

(1) モニタリングの内容、方法、体制

本社に管理部門を設置し、主に以下の内容に基づく会員監督業務を実施しています。

- ① 個人情報保護に関する社内規定の策定有無
- ② 事業概況報告書(会員に事業年度毎の提出を義務付けている)による書類での途上審査
- ③ 照会端末の設置状況および定期的な事業所訪問による実地調査

(2) 不正利用の検知方法

① 機関によるモニタリング

会員個別（窓口を含む）に個人信用情報の適正な利用の実施状況について、以下のモニタリングを実施しています。

- ・ 照会件数の急増.....急激な照会件数の増加が不適切利用による照会でないかの確認
- ・ 照会件数の急減.....急激な照会件数の減少が不適切利用に起因したものでないかの確認
- ・ 新規登録の履行状況.....架空の申込に基づく照会等が行われていないかの確認
- ・ 消費者開示からの申告...クレジット取引と関係のない照会かどうかの確認

② 会員自身によるモニタリングへの支援

会員自身においても社員等の不正利用をモニタリングするための資料として、下記の利用・登録実績に関する資料を毎月会員本社の担当者へ提供しています。

- ・ 登録・利用状況
- ・ 照会窓口別照会件数一覧

6.信用情報機関としての安全管理に係る取組状況

当社では、信用情報の漏えい・改ざん・滅失・破損および目的外利用等を防止するため、主に以下の対策を含む組織的、人的、物理的・技術的安全管理措置を講ずることとしています。

組織的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報管理責任者の設置 ・ 個人情報管理規則の整備 ・ 業務検査部門の設置および定期的な内部監査(アクセス記録の検証等)の実施等
人的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全役職員を対象に守秘義務に係る誓約書の取り交わし ・ 個人情報情報にアクセスできる者の厳格な資格設定 ・ 定期的な従業者教育の実施および管理・監督 等
物理的・技術的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用情報データベースへのアクセスについての生体認証の導入とアクセス記録の保存並びに保管 ・ 信用情報データベースへの不正な侵入を防御するためのファイアウォールの設置 ・ ネットワーク不正侵入防止のためのIDS(不正侵入検知システム)の設置 ・ 個人情報データベースにアクセスできる業務エリアと他の一般エリアとの構造的隔離および監視カメラの設置 等
業務委託先の監督	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先選定基準の整備 ・ 定期的な委託先監査の実施 等
その他適正な業務運営を確保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制基本方針の策定 ・ 反社会的勢力対策マニュアルの整備 等

7.消費者対応の状況

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開示件数合計（件）	76,670	82,221	94,640	98,735	102,739
来社	50,377	52,209	58,151	57,968	62,028
郵送	26,293	30,012	36,489	40,767	40,711

